

保安検査受検申請要領

1. 保安検査申請について

- (1) 保安検査申請書(様式第38(一般則)、様式第37(液石則))を1部提出してください。
※申請書類は持参もしくは郵送(書留)でも受付します。(控が必要な場合は返信用封筒を同封してください。)
- (2) 保安検査の申請は受検予定日の30日前を目途に行ってください。
※一般則第77条第4項または液石則第79条第4項
- (3) 保安検査手数料は受検する処理量に応じ滋賀県収入証紙で納付してください。
※手数料一覧を裏面に掲載しています。
- (4) 申請書の様式は添付様式のとおりです。裏面にも記載願います。
※滋賀県ホームページの「【高圧ガス】関係の申請書 2 保安検査関係」からも入手できます。
URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sangyohoan/305126.html>
※「前回の保安検査の年月日」には前回保安検査を受検したとみなされる日を、「備考(保安検査実施日)」には前回保安検査を実際に受検した日を記載してください。

2. 高圧ガス保安検査報告書の提出について

- (1) 高圧ガス保安検査報告書(チェック表)は、適用を受ける規則(一般則、液石則)に応じ、保安検査当日に現場で1部提出してください。
- (2) 報告書の書式は、滋賀県ホームページの「【高圧ガス】関係の申請書 2 保安検査関係」に掲載しております「高圧ガス保安検査報告書(チェック表)」をダウンロードし作成願います。

3. 保安検査実施時間について

保安検査は当局が通知した開始時刻からとなりますが、変更の必要が生じた場合はご連絡ください。

4. 検査は製造施設関係、書類関係の順に実施します。

製造施設関係	書類関係
警戒標、境界線の明示	受入れ日誌
付近の状況(保安物件の確認)	日常点検記録
気密試験	月例点検記録
耐圧性能および強度	定期自主検査記録
安全弁作動試験、圧力計比較校正試験	開放検査記録
緊急遮断弁作動試験、弁座漏洩の確認	充てん日誌
ガス漏れ警報器作動試験	残ガス回収記録
消火器、通報設備、保安電力等の保安設備の状況	容器管理台帳の記録
バルブ等の安全対策	設備台帳
貯槽の沈下測定、配管等の腐食、管理状況	危害予防規程順守状況
容器置場の管理状況	保安教育年間計画、実施記録
静電気除去措置	保安係員(代理者)免状、再講習受講の確認
防消火設備(散水設備)作動試験	許認可届出関係の書類の整備

手数料一覧（平成12年4月1日改正）

処理容積（m ³ /日）	金額（円）※かっこ内は移動式製造設備のみ受検の場合
$100 \leq X < 200$	33,000（7,700）
$200 \leq X < 1,000$	60,000（12,000）
$1,000 \leq X < 5,000$	75,000（15,000）
$5,000 \leq X < 25,000$	95,000（20,000）
$25,000 \leq X < 100,000$	120,000（22,000）
$100,000 \leq X < 500,000$	150,000
$500,000 \leq X < 1,000,000$	250,000

様式第38（一般則第79条、第80条関係）、様式第37（液石則第77条、第78条関係）

保安検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査の年月日		年	月 日
前回の保安検査の年月日※		年	月 日
備考		（前回保安検査実施日）	年 月 日

年 月 日

代表者 氏 名

滋賀県知事 様

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に（ ）を設け、休止期間を記載すること。
 - 前回の保安検査の年月日の欄には、一般則第79条第3項（液石則第77条第3項）により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。（※）

滋賀県収入証紙

